

# 子ども・子育て会議（第57回）

## 議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

# 子ども・子育て会議（第57回）

## 議 事 次 第

日 時 令和3年6月18日（金）10:00～12:00

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップについて

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第57回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

今回も、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

初めに、委員の交代がございましたのでお知らせいたします。

本日付で、湊元良明委員が退任され、大下英和委員が就任され、また、安河内愼二専門委員が退任され、則武直美専門委員が就任されましたので、御紹介いたします。

それでは、大下、則武両委員から一言いただけますでしょうか。

大下委員、お願いいたします。

大下委員 日本商工会議所、大下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 よろしくお願いいたします。

則武委員、お願いいたします。

則武専門委員 全国児童養護施設協議会から参りました則武と申します。よろしくお願いいたします。

秋田会長 お世話になります。

それでは、本日の委員の御出欠について、事務局より報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告いたします。

本日、月本委員、野澤委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、徳倉委員におかれましては高祖代理人、三日月委員におかれましては中條代理人、高橋専門委員におかれましては山本代理人に御出席いただいております。

なお、茂木委員は会議途中からの出席と伺っております。

そのほか、若干まだオンラインにつながっていない先生がおられますけれども、間もなくつながるものと考えてございます。

本日、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップなどについて議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。

池上参事官 それでは、まず内閣府池上から順番に御説明させていただきます。

まず資料1を御覧いただきたいと思っております。

先ほど会長から御説明がありましたとおり、新たに日本商工会議所部長の大下委員と、2ページ目になりますけれども、全国児童養護施設協議会副会長の則武専門委員に御参加いただいておりますので、改めて委員名簿をお配りしてございます。

それから、資料2を御覧いただきたいと思います。

令和元年12月におまとめいただきました新制度施行後5年の見直しに係る対応方針につきまして、昨年6月以降の対応状況を取りまとめました。1ページにその経緯が書いてございます。

以下、主なものについて御報告いたします。

まず1ページの下側、3の(3)ですけれども、地域区分につきましては、昨年12月にも御議論いただいております、引き続き検討していくこととしております。

それから、2ページ、4の(9)人口減少地域等における保育につきましては、令和2年度に調査研究を実施し、報告書が取りまとめられているところでございます。

3ページの7の(3)保育教諭に係る免許状・資格の併有促進につきましては、一定の勤務年数を有する場合に習得が必要な単位の一部を習得したものとみなすことが可能か、令和3年度内に検討する予定となっております。

それから、4ページ、10の(1)量の拡充・質の向上のための財源確保につきましては、前回の会議で御説明いたしました子ども・子育て支援法及び児童手当法改正法案について記述してございます。先月、国会で可決成立したところでございます。法案の内容については参考資料でもお配りさせていただいております。

5ページ目、11が3つありますけれども、3番目の項目、事務負担の軽減につきましては、政府全体の動きの一環として、市町村等における子育て関係の業務の効率化に資するよう、検討会を設けて情報システムの標準化について検討する予定としてございます。

後段は、この後御説明する就労証明書の関係の記載となっております。

6ページ、2番目の項目です。障害児支援との連携につきましては、障害児福祉計画の策定に当たり、子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努めることなどを求める事務連絡を昨年11月に障害関係部局と一緒に発出してございます。

そのほか、引き続きまして取組を進めていきたいと考えてございます。

資料2の御説明は以上になります。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思います。

処遇改善等加算 というものがございまして、そこで求められている研修修了要件の取扱いについて資料としてまとめさせていただきました。

1ページを御覧ください。

1つ目の ですが、この加算では賃金改善の対象とする職員について一定の研修を修了することを要件としておりますけれども、令和3年度までは適用を猶予し、令和4年度をめどに研修の受講状況等を踏まえて必須化を目指すこととなっております。

次の ですが、新型コロナウイルスの影響もありまして、研修修了要件の取扱いについては、研修の受講状況等の調査を実施し、その結果を基に研修修了要件の取扱いについて示すこととしてございます。

これを受けて、自治体の御協力の下、研修受講状況等の調査を行いました。その結果の

概要を2ページに記載してございますけれども、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況であることが分かりました。

3ページを御覧いただきたいと思います。

この結果を踏まえた対応でございますが、まず令和4年度からの研修修了要件の適用は行わないこと、それから、研修受講の重要性和円滑な要件の適用を考慮いたしまして、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士等については令和5年度以降順次求める要件を引き上げ、職務分野別リーダー等については令和6年度から適用することとしたいと思います。

5ページ以降に詳しい調査結果をおつけしていますので、適宜御覧いただければと思います。

それから、資料4を御覧ください。

第1期市町村子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

現在、令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期事業計画の期間中であり、第2期事業計画の集計値については昨年10月に御報告したところでございますけれども、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期事業計画の量の見込みや確保方策等の調査を実施いたしました。調査結果は2ページ以降となりますけれども、フォローアップ結果としておおむね計画上確保方策として見込んだ整備量に沿って保育の受け皿整備が進められてきたことが確認されました。また、地域子ども・子育て支援事業についても、事業ごとの差はありますが、市町村の取組が一定程度進んでいると推測されます。このほか、保育の在籍児童数を整備量が上回っており、地域によっては施設に空きがあることが推察されるところでございます。

調査結果については2ページ以降を御覧いただければと思います。

続きまして、資料5を御覧いただきたいと思います。

例年、教育・保育施設等における事故報告を各省から報告していただき、内閣府において取りまとめを行っておりますが、今般、令和2年分についての集計ができましたので、御報告いたします。

3ページを御覧いただきながら御説明を聞いていただければと思います。

冒頭のところで、保育事故については、教育・保育施設等で発生した死亡事故、また、治療に要する期間が30日以上と比較的大きな負傷や疾病を伴う重篤な事故等について、各施設から行政に御報告いただく仕組みとなっております。

下の表のほうですけれども、負傷等の報告件数は2,010件で、うち骨折が負傷等の82.4%となっております。亡くなられたとの報告件数は残念ながら5件ございます。対前年比マイナス1件となっております。2つを合わせた事故報告件数全体は2,015件、対前年比プラス271件となっていて、報告件数の増加は平成28年から継続してございます。

4ページ以降、様々な観点から分析した資料となっておりますが、8ページを御覧いた

だきたいと思います。

令和2年の死亡事故につきましては一つの特徴がございまして、の死亡事故における主な死因のところですが、窒息が3件となっております。残念ながら昨年は節分の豆を喉に詰まらせる等の事故が続きました。これを受け、内閣府としても複数回にわたり自治体を通じて施設に注意喚起を行ってきたところでございます。今後も保育事故防止に向けて取組を進めてまいります。

資料5については以上でございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

就労証明書の関係でございます。

1ページ目を御覧ください。

昨年12月に子ども・子育て会議にお示した方針に沿いまして、就労証明書のさらなる標準化の推進に向け、調査結果に基づいて様式の改定を行う予定であり、本日はその内容について御説明いたします。

少し飛んでいただきまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

調査を行いました結果、標準的な様式を活用している市町村のうち、多くが項目のカスタマイズを行っていることが分かりました。このため、自治体を選択できるように2パターンの様式を作成することとし、簡易版はカスタマイズ不可、詳細版はカスタマイズ可能とすることといたします。

それから、7ページを御覧いただきたいと思います。

就労証明書は新規申請のときよりも現況届で利用されることが多いことが分かっております。現況届の際の就労証明書は可能な限り簡易版の活用を求めることといたします。右下に書いてあるとおりの方針でやりたいと考えております。

それから、今検討中の様式について、その方針の御説明です。9ページを御覧ください。

様式の改定の方針についてはこのページに記載のとおりですが、矢印の下、のポツの2つ目、カスタマイズで追加が想定される項目につきましては、あらかじめオプションとして用意しまして、設定されている範囲内でのカスタマイズとなるようにしたいと思います。これによって、システム的な対応をできるだけできるようにしていきたいと考えております。

こうした取組によりまして、就労証明書のさらなる標準化を進めてまいります。

資料6については以上でございます。

それから、資料7、一枚物の資料ですが、御覧いただきたいと思います。

デジタル化の推進に伴いまして、子ども・子育て支援新制度において、保育所等が作成・保存等を行う書類や、保育所等と保護者との間の手続等で書面で行うものにつきまして、電子化することを認める改正を行いたいと思います。対象となる内閣府令は、資料の記載のとおり2つの内閣府令となっております。欄外にございますように、7月1日めどで施行予定としておりまして、現在準備を進めているところでございます。

私からの説明は以上になります。

小澤総務課長 厚生労働省子ども家庭局総務課長でございます。

資料8について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますようお願いいたします。

社会的養育専門委員会は、社会保障審議会児童部会の下に置かれています専門委員会でございます。設置の趣旨のところにありますように、社会的養育施策について検討するため設けられた専門委員会でございます。

こちらにつきましては、4月に第27回、翌月5月に第28回が開催されました。

今回の開催に至る経緯について、2ページ目をお願いいたします。

子ども家庭福祉に係る直近の経緯という資料でございます。こちらは4月23日の社会的養育専門委員会に提出された資料ですが、平成28年に児童福祉法の改正、令和元年に同じく児童福祉法の改正が行われまして、それぞれに検討規定が付されておりました。それを受けての今回の開催となります。この専門委員会に先立ちまして、今回の令和3年4月の社会的養育専門委員会の開催の上のところにワーキンググループ・検討会の開催とありますが、専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方、一時保護の手続等の在り方、子どもの権利擁護の在り方についてそれぞれ検討会を開催していたところでございます。

3ページ目をお願いいたします。

今後、この社会的養育専門委員会においてこうした社会的養育あるいは虐待対策を含めて、子ども家庭施策について検討を進めていくこととしております。4月23日の社会的養育専門委員会におきまして提出された資料が3ページ、4ページですが、ここでまず事務局から課題として説明させていただくことは、まず3ページの部分で、未就園児の把握の不足、3歳児以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、この3点を挙げまして、それぞれ下の図では現在の支援の状況、そして、特に支援が不足している部分について図示したものを資料として提出しております。

4ページ目をお願いいたします。

こちらは考えられる子ども家庭行政の今後の課題として、これも同じく4月23日の社会的養育専門委員会に提出した資料ですが、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、いずれも全国展開あるいは全市町村の設置に向けて展開を進めているところですが、この2つの連携が不十分な自治体が多く、なかなか支援が届かないという実態があるということで、上の箱にあります。支援提供のハブとなる機能あるいはマネジメントが必要になっているという課題を提示させていただいたところです。

現在、こうした課題を提示させていただいた上で、社会的養育専門委員会で今後議論を進めていくこととしております。

以上でございます。

矢田貝保育課長 続きまして、厚生労働省保育課長でございます。

資料9「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」についてでございます。

こちらの検討会は、局長が参集する検討会として5月から開催してございます。

検討事項といたしまして3にございますが、1つ目は地域における保育所等の役割に関すること。これまで待機児童対策を中心にやってまいりましたが、今後はやはり子どもの数が減っていくような地域において保育所保育をいかに維持していくか。あるいは、先ほど御説明がございましたが、地域の中で保育所を利用されていない御家庭についても支援が求められている。そうした中で保育所がどういう役割を果たすべきかというようなことについて御議論いただくとともに、(2)の保育士について労働力人口が減少していく中での保育士の在り方、働き方についてでありましたり、わいせつ保育士への対応などについて検討をいただきたいと考えているものでございます。

6月に大きな論点整理をいたしまして、その後議論を続けて、秋、冬に向けて議論をまとめていきたいと考えているところでございます。その検討状況につきましては、この子ども・子育て会議にも逐次御報告させていただくとともに、この子ども・子育て会議でこのことに関しまして出ました意見につきましては、この検討会のほうにきちんとお伝えして、検討の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

次に、資料10「地方分権に関する提案募集への対応について」です。

政府全体として、地方分権への対応ということで地方から分権提案というものが参っておるのですけれども、これに対してどのような対応をしていくかということを厚生労働省で検討していくに当たり、今回、事前に子ども・子育て会議の各委員の皆様からの御意見をいただいて、その御意見も踏まえてさらに検討していきたいという趣旨で今回御説明するものでございます。

まず1ページ目でございますが、一つが保育士の就業状況等の届出の努力義務化でございます。1ページの下に提案の概要がございますが、保育士が保育所等を離職した場合などに、保育士の従業状況等の届出を努力義務とすることを法制化するというものでございまして、これは看護師もしくは介護福祉士で既に同様の仕組みがあるとともに、2ページ目の真ん中でございますけれども、子ども・子育て会議の中でも検討課題として挙げられているものでございます。

2ページ目の下の欄、検討の方向性(案)でございますが、これは以下の必要性や負担等を踏まえ、どのように考えるかということで、一つは保育士・保育所支援センターの再就職支援機能の強化につながり得ると。一方で、看護師や介護福祉士などの届出制度においては、これを導入した後も求職数、就職者数ともにおおむね横ばいであるという状況でございます。資料は後ろのほうにつけているものでございます。一方で、届出がなされた場合の事務処理に必要な経費が生じるなどの負担もでございます。こうしたことも含めて、どのようにすべきかということについて御意見をいただいて、それを基にさらに検討を深



めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の提案が、資料の13ページでございます。保育所等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと。面積基準につきましては、国として「従うべき基準」としております。例外として、待機児童100人以上である場合等については、合理的理由がある範囲内で国と異なる内容を定めることができるという制度がございます。

14ページでございますが、これは長野県の須坂市等からの御提案で「参酌すべき基準」にさせていただけないかと。この理由が、待機児童がたくさんいるからという理由ではなくて、逆に待機児童が例えばあと一人ですとかあと二人ですというような状況のときに、多分この先のことを考えれば、待機児童1人、2人という状況が例えば2～3年続くというようなときに、要は小規模保育所でも20人ということになりますので、保育所を整備して待機児童を解消するということがなかなか難しいというときに、保育士はいるのだけれども面積基準で1人、2人の待機児童がいる場合に、その方々の受け入れができないかという趣旨での御提案でございます。

検討の方向性として、14ページに案を2つ書いてございます。

案1は、保育需要が増大するけれども、保育所等を新たに建設する必要性までは認められず、その旨を公表している市区町村についても特例の対象として、国と異なる居室面積に係る基準を条例で定めることができるとする案でございます。

案2は全体として「参酌すべき基準」に見直すという案でございます。

こちらにつきましても、本日御意見をいただきまして、さらに厚生労働省の中で検討を深めてまいりたいと考えているものでございますので、御意見がありましたらいただければと考えてございます。

私からは以上です。

大杉幼児教育課長 失礼いたします。文部科学省の幼児教育課長の杉大です。

今日は幼児教育関係の動向について1点御紹介させていただきます。

資料11になりますけれども、幼児教育スタートプランについてということで、この資料自体は5月14日の経済財政諮問会議で萩生田大臣がプレゼンした資料の抜粋になります。

おめぐりいただきますと、「『Society5.0』における子供たちの学び」ということで、様々セーフティーネットが整ってきた段階でより質の高い学びを目指していこうということが1ページ目でございます。

2ページ目でございますけれども、具体的には小学校などで1人1台のGIGAスクールが整う中で、デジタルならではの学び、そして、デジタルがクローズアップされればされるほど、リアルな体験ということも併せて大事になってくる。こうした学びの変化、学びの革新ということが進む中で、やはり小学校教育に幼児教育段階から格差なく接続していくことがますます大事になってくるだろうということで、幼児期からの学びの基盤づくりということをプレゼンさせていただいたところでございます。

具体的には、一番最後、スライドでいうと10ページ目になるのですが、幼児教育スタートプランということで架け橋プログラム、あるいは幼児教育推進体制の整備ということに今後の予算要求を含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、本日御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 それでは、皆様から本日の議事に関する御意見、御質問をお願いいたします。

時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がございますので、何とぞ時間を厳守していただきますようお願い申し上げます。

なお、御発言の順番につきましては、事前に事務方よりお知らせしているとおり、まず委員、次に専門委員、その後代理出席の方の順に指名させていただきます。また、委員、専門委員におかれましては、本日は五十音順の「な行」の方から始めたいと存じます。ただし、中條代理人は途中退室予定とのことですので、最初にまず御発言をいただきたく存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

中條代理人、よろしくお願いいたします。

中條代理人 滋賀県副知事の中條です。公務により、三日月知事の出席がかなわないため、代理で発言をさせていただきます。発言順について御配慮いただき、ありがとうございます。

三日月知事は、全国知事会の次世代育成のプロジェクトリーダーを務めておられ、今週、関係各府省へ行政活動を行わせていただいております。その中で、こども庁創設に関しまして、子どもの権利を守るという観点で権限、予算、人員を大幅に拡充し、真に政策遂行力のある組織とされるようお願いをしているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御説明いただきました内容に関連し、2点意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、資料10の保育士の就業状況等の届出の努力義務化に関しまして、滋賀県では独自の保育士有資格者登録制度を令和2年3月から立ち上げ、運用を行っておりますが、全国的な仕組みづくりが必要と考えておりますので、ぜひとも国において保育士有資格者の届出制度の創設をお願いしたいと思っております。

2点目でございます。資料9に関連いたしまして、人口減少地域における保育所等への支援について、待機児童が発生している地域がある一方で、人口減少の影響下にある地域では、保育所等の運営継続が困難な状況も発生しておりますので、今後、全国的な課題になることが想定されます。新子育て安心プランでも記されておりますけれども、人口減少地域の保育の在り方についてしっかりと御検討をお願いできればと思っております。

最後に、職員配置の改善等、さらなる質の向上のための0.3兆円超の財源の確保を早急に

実現していただくとともに、子ども・子育て政策についてさらなる充実をお願いしたいと思いを思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、中川一良委員、お願いいたします。

中川委員 失礼いたします。社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。児童館と放課後児童クラブの運営に携わっております。

児童館、放課後児童クラブに関連して、3点発言させていただきます。

まず、参考資料4におきまして、地域における子どもの居場所支援と子育て家庭に対する支援の取組事例が紹介されています。児童館は、かねてからそうした活動に取り組んでおります。子どもと子育て家庭のための地域の拠点となっております。児童館は、地域の全ての子どもがその置かれている環境や状況に関わりなく、子どもの意思で自由に来館できます。年齢が違うなど、多様な子どもたちが一緒に過ごし、活動を共にするとともに、子どもが安心して過ごせる居場所となっております。また、保護者にとっては一番身近な子育てに対する相談、援助の場であり、自由に集うことのできる子育て交流の場となっております。今、地域における子ども・子育て支援丸ごとの支援が求められる中、その一翼を担う施設として児童館にぜひ御注目いただきたいと存じます。

2点目でございます。参考資料5におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の参酌化に伴う条例改正等の状況について、その調査結果が示されたところです。それによりますと、各市町村において、人員配置や資格要件に関する改正はごく少数にとどまっていることが分かりました。改正内容の97.4%とその多くを占めたのは、放課後児童支援員の資格を得るための経過措置の期間を延長するものでした。これらのことは、各市町村が放課後児童クラブの質を確保することを大変重要に考え、取り組まれていることのあかしであり、私ども放課後児童クラブの当事者として大変心強く思ったところです。国におかれましては、引き続き各市町村への御支援をお願いしたいと思います。

最後、3点目です。資料11、幼児教育スタートプランの中で、学校施設の計画的・効率的整備の例として、子育て支援センター併設例が出ておりました。放課後児童クラブについても、従来から学校施設の使用について大変便宜を図っていただいているところです。国が策定された新放課後子ども総合プランでも、小学校との連携、小学校施設の活用が重要なテーマとして取り上げられています。御承知のように、放課後児童クラブの登録児童数は年々増加の一途をたどっております。施設の整備は喫緊の課題でございます。国におかれましては、今後一層学校施設を活用した放課後児童クラブの整備を進めていただきますようお願い申し上げます。私の発言を終わります。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、松田茂樹委員、お願いいたします。

松田委員 中京大の松田と申します。

事務局様等におかれましては、資料の御説明、ありがとうございました。

私から3点意見を述べさせていただきます。

1点目です。資料3の14ページ、処遇改善等加算の研修修了要件の取扱いについてです。これはやはりコロナの影響が受講に多大な影響を及ぼしていると思います。しかしながら、この処遇改善加算の趣旨を踏まえ、資料の案のように、今後必要となる研修修了数を段階的に引き上げていくことが研修を促すためにはやはり大切だと思います。

2点目です。資料6、就労証明書の標準的な様式です。私、以前も申し上げましたが、この標準的な様式を普及させるということが利用者にとっても利便性向上、それから、行政の効率化、また、国全体のデジタル化につながりますので、御事情は分かるのですけれども、各市町村様におかれましては、できるだけ標準的な様式を使うことを勧めることが大切だと思います。また、できればカスタマイズはあまりしないほうがいいのではないのでしょうか。

3点目です。189ページに私の提出資料があります。私たちの科研費の調査におきまして、昨年、新型コロナウイルスが夫婦の追加出生に与えた影響を分析しました。ポイントを2点申し上げます。1点目ですが、コロナの出生抑制への影響というものは、経済的に苦しい家庭ほど強く表れています。つまり、低所得世帯に対する支援というものが必要であることを示唆するものです。

2点目です。母親が就業する世帯よりも専業主婦世帯のほうが出生を抑制していたという結果が出ています。これは所得の効果ではないです。この背景には、社会的孤立や必要な支援が昨年受けられなかったことが関係している可能性があります。具体的には、子育て支援拠点が閉館せざるを得なかったり、幼稚園におかれましても開所できなかった時期があると見られます。やはりコロナ禍におかれましても、必要な子育て支援が継続されることを願うばかりです。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、水谷豊三委員、お願いいたします。

水谷委員 よろしくお願いいいたします。

私から5点あります。

1点目は、新2号認定による預かり保育の需要が増えたことはいいことですが、1号認定のみの家庭や在籍していない子どもの預かり保育を行う余裕が施設側になくなってきています。1、2号などの認定種別を問わず、保護者のニーズにきめ細かく対応できるよう、13事業、公定価格、無償化など、制度全体についてさらなる改善をしてください。

2点目です。処遇改善等加算について、幼児教育に携わるものの研修が60時間で十分という誤ったメッセージにならないよう、引き続き仕組みを改善していきましょう。保育教諭の多くは、免許状更新だけでなく100時間を優に超える講義を受けて免許状のランク

アップをするという努力義務を法律上負っていますので、処遇に対し適正に反映されるようお願いいたします。

3点目です。主幹教諭と専任加算の現状は幼稚園と保育所では加算、認定こども園では減算と複雑です。0.3兆円メニューにおいても、予算があれば主幹教諭の配置は基本分に組み込むとされていますので、減算形式で統一するなど、制度を見直してください。

4点目、主任保育士専任加算についてですが、少子化やコロナ禍の中で保育需要も変化しています。僻地や離島をはじめ、都市部においても加算要件を満たさない実態が出てきています。加算要件を1つにする、あるいは乳児3人を1人にするなどの要件緩和により、主任保育士の専任化が維持でき、育児相談や子育て支援が弱体化しないようお願いします。

最後、5点目です。資料5の事故報告集計では、施設種別により発生率で見ると差が見られますし、年齢による差もあります。少し詳しく御説明もいただきましたけれども、こうした点をさらに詳しく分析した結果を保育現場にフィードバックしていただけると、この集計がさらに生かされるのではないかと思います。

ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、箕輪恵美委員、お願いいたします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会、箕輪でございます。

本会からは幼児教育の質に関わり、資料11、幼児教育スタートプランのイメージ図にあります事項2、3、4について意見を述べさせていただきます。

まず事項2の保育者の確保です。国公立の園には地域の幼児教育の質を支える役割があると考えておりますが、これからもその役割をしっかりと果たすために、正規教諭を定期的に雇用し、育成していく必要があります。

具体策を2つ申し上げます。1点目、小学校の35人学級の実現にならい、幼稚園も学級の定員の上限を下げ、よりきめ細やかな教育を行うとともに、教員の削減を防いでいく。2点目、国公立の園で増えている特別な配慮を要する園児への支援を、非常勤の雇用ではなく正規教諭を配置し、特別支援教育の充実と正規教諭の新たな雇用の道をつくる。

特に2点目については、例えば学級の一定の割合を超えて外国籍の園児の方が在籍する場合には、担任以外に教諭を加配する。あるいは保護者対応や他人とお子さんのコミュニケーションの補佐をする通訳を配置するというような仕組みが考えられます。これらのことを各市区町村が実現できるように、大本の仕組みづくり、また、必要な経費の確保をぜひお願いいたします。

事項3の小学校との円滑な接続については、全国の国公立の園の、これまでの実践を土台にして、新しい時代にふさわしい接続の在り方の例の提案をこの先していきたいと考えております。

事項4の幼児教育体制の整備を進めるためには、現場に指導、助言ができる立場の方が人数、質ともに充実している必要があると考えます。国公立の園では、これまで同様に今

後も指導、助言ができる方を現場で育成し、輩出していきます。

コロナ禍でリモートワークが進む中で、幼稚園にお子さんを通わせたい家庭が増えておりますので、ぜひこの機に3年保育と預かり保育の拡充を各自治体が教育の質に目を向けて条件整備が進められることを願っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、森田信司委員、お願いいたします。

森田委員 全国保育協議会の森田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは3点お願いをしたいと思います。

まずは処遇改善等加算の研修修了要件の必須化時期の取扱いについて、昨年1年間は新型コロナウイルスのために思うように研修ができませんでした。なので、期限の延期を1年以上とお願いしてまいりましたが、私たちの要望以上におまとめいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

しかし、都市部においては緊急事態宣言が出される中、リモート研修や参集型とのハイブリッド型など、工夫はしておりますが、研修の機会が少ないのが現状です。以前、厚生労働省保育課で検討された保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究協力者会議の後に作成された11時間ほどのeラーニングの映像研修も都道府県には配られておりますが、その存在が分からずにおりました。研修を増やすためにも、国から改めて周知していただくなど、活用できる機会をお願いいたしたいと思っております。

もう一つは、資料10にあります地方分権に関する提案募集への対応についてです。令和2年の地方からの提案の保育所等の居室面積に関わる基準の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更について、基準は最低基準であり守るべき基準であると思っております。保育所等の居室面積については子どもの発達や健康、安全に直接影響するため、「従うべき基準」とされており、保育の質を担保するための最低基準です。今でも保育士がいないから定員での保育ができない施設もございます。保育士がいれば、建物を増やさなくても待機児童の解消に大きく貢献できる場所もございます。床面積を緩和すると、狭い場所での密な関係となり、保育士も子どももお互いにストレスが生まれます。これは空間環境としても悪影響であることは確かだと思っております。こうしたことから、「従うべき基準」は「従うべき基準」で、それ以上ではございません。「参酌すべき基準」とすることに断固反対させていただきます。

もう一つ、地方自治体ごとに対応が違うのは承知しておりますが、6月16日の公益社団法人日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会が公表した「新型コロナワクチン～子ども並びに子どもに接する成人への接種に対する考え方～」で、要旨の1番目に「子どもを新型コロナウイルス感染から守るためには周囲の成人（子どもに関わる業務従事者）への新型コロナワクチン接種が重要です」と明確に書かれておりますので、地方自治体での対応とは思っておりますが、保育士等の優先接種について、ぜひとも国からの後押しもよろ

しくお願いしたいと思います。

超過して申し訳ございません。以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、山内五百子委員、お願いいたします。

山内委員 失礼いたします。日本保育協会の山内でございます。

森田先生と重なる点がありますが、御容赦いただきます。

資料3の処遇改善等加算 の研修修了要件についてであります。地方によってもまだ実施状況がまちまちでありまして、質も量もまだ十分ではなかった中でこのコロナ禍に入りました。今年度についてはそれぞれハイブリッド型やeラーニングなどの利用等を推奨してまいりましたが、なかなか周知されておられません。少し延期をしていただいておりますが、固定化することはまだ少し早いかなと思いますので、この点、十分に検討いただきたいと思います。

2点目であります。今おっしゃられました資料10の地方分権に関する提案募集への対応について、居室面積の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更についてであります。子どもたちにとっての最低基準が示されたものが崩されると、子どもたちの居住その他育児環境が本当に大きく阻害されることとなります。その点から言えば、趣旨、目的、性格その他について、本末転倒であるかと思えます。この点については断固反対したいと思います。

もう一点であります。幼児教育の無償化の中でいまだ解決していない点であります。保育園における1号認定の子どもは満3歳からの無償、それに対して、幼稚園については2号認定子どもは2歳児クラスから満3歳になれば無償という不合理な状況が出ております。これについては、早急に解決していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、山本和代委員、お願いいたします。

山本委員 ありがとうございます。連合の山本です。

私からは3点お願いしたいと思えます。処遇改善等加算 に関する研修受講要件についてです。何人かの委員もおっしゃっていましたが、調査を見ると研修は進んでいないという都道府県が見られます。新型コロナウイルス感染症の影響を考えれば、適用開始を延長することはやむを得ないと思えますが、着実に受講させるための施策が必要だと思えます。調査結果からは、感染症が発生する前においても受講が進んでいないことが分かるのですが、この原因についてもしっかりと考えていただきたいと思っています。

次に、地方分権に関する提案募集への対応の保育士の就業状況等の届出の努力義務化についてです。努力義務化することは反対するものではないのですが、離職した理由をしっかりとヒアリングすることがまず必要ではないかと思えます。職場環境に関する情報を集め、改善に向けた対策を講じていくことが重要であると考えています。

森田委員、山内委員からもありましたが、居室面積に係る基準については私どもも反対いたします。参酌基準にすべきではないと思います。安易に面積の基準が自治体の都合に合わせられることがないように、やはり子どもの最善の利益を考えた提案をしていくべきだという観点からです。

このことについて重ねて申しますと、幼児教育スタートプランにおいても、子どもたちが培ってきた学びというものが、遊びからだったり、子どもたち同士のやり取りから生まれていることを考えたときに、競争主義を持ち込むことがないように、この点については注意して進めていただきたいと思っています。

また、併せて、幼児教育に関わる人の処遇改善がまず先に取り組まれるべきではないかと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、王寺直子委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

意見書を提出しておりますので、御覧いただければと思います。この場では抜粋して述べさせていただきます。

1点目、5年の見直しに係る対応についての(3)です。公定価格における地域区分の在り方についてですが、昨年12月に示されている改善点には理解を示しているのですが、まだ埼玉県など隣接する地域との区分間で年間公定価格が数百万という違いが出ているところもあり、保育者の雇用確保に大きく影響を与えていると聞いております。今後も様々な地域の状況を考慮して、さらなる検討をお願いいたします。

2点目、認定こども園に関する事項7(1)ですが、学校法人立のこども園に対する処置は理解いたしましたが、社会福祉法人立園では各自治体の13事業の中でしか障害児支援事業は認められず、自治体においては財政上できないところもあります。また、昨年、各団体の御協力の下取りまとめました新型コロナウイルス感染症に係るアンケートでも、子どもの成育に問題があることも見られておりましたので、今後障害児等の支援事業は法人の違いで分けるのではなく、ぜひ一元的な補助事業として取り組むような検討をしてほしいと思います。

3点目、処遇改善の研修がコロナ禍の中でなかなかできないことを各委員の皆様から御指摘いただいたように、また、全国団体の認定を行っていない自治体が67%となっており、全国団体においては3府省で一括申請を行い、そこで認定された団体について全国の自治体で有効となるような仕組みを検討していただきたいと思っています。

最後に、こども庁・子ども家庭庁などの創設の議論がなされている中、私たちとしても大変期待しているところですが、創設に当たり様々な乳幼児施設を利用している子どもたちだけではなく、家庭保育をなされている子どもたちにも配慮し、いかなる地域やいかなる環境下の子どもたち全てを誰一人取りこぼさないようなしっかりとした政策の下で創設



してほしいと切に願っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、大下英和委員、お願いいたします。

大下委員 日本商工会議所、大下です。

私から3点申し上げたいと思います。

初めに、資料6の就労証明書の様式につきましては、自治体、事業主双方の事務負担軽減の観点から、標準化、できる限りの簡素化、さらには保育に関わる組織、手続全般の電子化、デジタル活用を積極的に進めていただきたいと考えております。

次に、保育の量の確保についてです。資料4の第1期計画実績値によりますと、関係各方面の御努力によりましておおむね順調に進捗していると受け止めております。待機児童ゼロの早期実現を期待します一方で、少子化の進展を踏まえますと、将来的な施設の過剰も想定されてまいります。新子育て安心プランに掲げられますマッチングあるいは既存の子育て資源の有効活用など、より柔軟な受け皿確保の取組が非常に重要になってくると考えております。地域それぞれの特性に応じた自治体の取組の支援を積極的にお願いしたいと思っております。

最後に、子ども・子育て政策全般について申し上げたいと思います。子ども・子育てに関わる課題は、量の確保とともに、まず保育士の皆さんの処遇改善、能力開発等、質の向上が何より重要であると考えています。加えて、本日報告された虐待等子どもの生命や安全に関わる深刻な問題から、基本的な量、質確保の上に成り立つ幼児教育の強化といった点まで多岐にわたります。一方、財源や人材は限られています。こども庁創設の議論ともつながりますけれども、コロナ禍による環境変化も踏まえて、改めて子ども・子育て政策全体のミッションは何か、優先順位はどうあるべきか、省庁の壁を越えた検討が必要と考えております。地域や現場の実態をしっかり踏まえ、より一層戦略的にかつ柔軟な政策展開と重点的、効率的な財政支出をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、奥山千鶴子委員、お願いいたします。

奥山委員 ありがとうございます。NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

まずは資料6の就労証明書の標準的な様式についてですが、私どももパート就労など多様な子育て家庭のお母さんたちが就労してくださっているのですけれども、本当にばらばらで大変ということがあります。ぜひこの標準的な様式について早めに決めていただけたらありがたいと思っております。

さらに、私も意見書のほうを出させていただきました。地域の子育て支援の立場から3点ほど意見と紹介をさせていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルス感染症下の事態の中で、地域子育て支援拠点事業の

取扱いが市町村でかなり異なるという点です。閉館はしていても相談や情報提供ができるということになっているのですけれども、自治体のホームページからはそれが読み取れなかったりしております。子育て家庭からは行く場所がない、身近に相談できる場所がなくなったという声が聞かれる一方で、一部の住民より親子が集まったの交流や遊びは不要不急との意見も聞かれるということですが、このような不安が高い時期だからこそ、やはりこういった場が開いていることが非常に重要であるということは先ほど松田委員からも御指摘いただいたとおりだと思っております。ぜひ感染症対策をしっかりと講じて、そのガイドラインを示している自治体も多いですから、このようなことを国からも少し自治体に指針を示していただくことをお願いしたいと思います。

2つ目ですが、人口が減少している自治体における拠点の利用促進について昨年度調査研究がありましたので、御紹介させていただきます。どこの自治体ももちろん出生は減少傾向にあります。実は拠点の利用者に関しては自治体の創意工夫等で増えていると答えているところが3分の1あったのです。これは非常に希望があると思っております。ですから、開所日数や広報による認知度向上など自治体ができることがあり、これは人口減少下においても地域子育て支援施策の重要性を示すものだと思っております。

最後に、皆さんから意見が出されておりましたこども庁の議論なのですが、やはりこのコロナ禍を踏まえて、私の意見の3にも示させていただきましたが、乳幼児期の多様な地域子育て支援サービスを介護保険のような形でしっかりと家庭の状況に応じて提供できるような体制を早急に整備していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田朋久委員、お願いいたします。

長田委員 ありがとうございます。

委員提出資料の7ページに意見書を提出させていただきましたので、御参照いただければと思います。

まず、私どもの団体は、令和3年4月1日より公益社団法人全国私立保育園連盟から団体名を公益社団法人全国私立保育連盟に名称変更いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料2なのですが、5年の見直しに関してですが、3番の(3)地域区分の在り方については、今後も隣接地域との差があまり大きくなるような形で、さらなる改善をお願いいたします。

4番の(10)ですが、保育士等という職業や働く場としての保育所等の魅力の向上とその発信について、国から自治体への積極的な働きかけとともに、補助金の創設だけでなく、国としても魅力向上のための積極的な情報発信やPRなど御検討いただけますとありがたいです。

4番の(11)です。看護師等の免許保持者類似の届出制度の導入については、届出制度

の導入以外にも別の有効な手立てがないかどうかもぜひ御検討をお願いします。

7番の(3)ですが、保育教諭の資格特例については、習得が必要な8単位の一部、例えば2単位程度を習得したものとみなすことが可能かどうか、ぜひ前向きに御検討をお願いします。

そして、中長期的な検討課題の中の幼稚園教諭免許、保育士資格の一本化について、できるだけ早期に実現できるよう、こども庁の設立とともに必要な検討を始めていただけるようお願いいたします。

続きまして、資料3ですが、処遇改善等加算の研修修了要件の必須化の時期ですが、引き続き各自治体での研修が一層充実し、研修機会の確保が十分になされるよう、よろしくをお願いいたします。

4番の処遇改善に係る研修の認定(全国団体)についてですけれども、当連盟だとか日本保育協会、全国保育協議会等、全国団体が開催する研修会では、全国から研修参加者が集まりますが、個別の都道府県に別々に認定審査をしなければなりません。全国団体が主催する全国からの参加者が集う研修は国で一括で認定が取れるよう、ぜひ早急に御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

時間が過ぎてすみません。残りは意見書のほうを御覧になってください。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、小塩隆士委員、お願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。ありがとうございます。

私からは3つコメントさせていただきます。

1つ目は、対応状況をまとめた資料2における量の拡充、質の向上についてです。御存じのように、特例給付の見直しと経済界からの追加拠出で待機児童の問題がある程度改善される方向が見えてきました。これは非常にありがたいことなのですが、より確実な財源を確保する必要があります。私はどちらかという現金給付から現物給付に軸足を置いたほうがいいのではないかと考えています。それが1つ目です。

2つ目は資料8の社会的養育専門委員会の発足についてです。これは非常に素晴らしいことだと思います。幼児教育の既存の機関だけでは完結しない。地域全体で取り組むべき課題だと思います。この専門委員会で行われている議論を私たちにも情報共有していただいて、幼稚園、保育所、こども園等がどういう対応ができるかぜひ前向き検討していきたいなと思っています。

3つ目です。これは多くの委員の方々から意見として出ていることでもあるのですが、コロナの影響は非常に大きいと思います。特に先ほどの松田委員のお話にもありましたように、社会経済的に不利な親御さんの下で育てられている子どもたちに大きな影響が出ていることが推察されます。ぜひ内閣府でもコロナ禍が子育てにどういう影響を及ぼしたかということについて包括的な調査をしていただいて、そこから政策的な含意を得るという

ことに取り組んでいただきたいと思いますのですが、そういう調査研究の計画が現時点であるか教えていただきたいと思いますと思いました。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、柏女霊峰委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学柏女です。よろしくお願いいたします。

6点の意見書を提出させていただいております。9ページ、10ページを御覧いただきたいと思います。

まず1点目ですが、資料2、4に関わって、第2期の総括時にはアウトカム評価の観点からも見直しを図るべきだと思います。先ほどはアウトプットのための集計がありましたけれども、第2期の総括時には、例えば子育てしやすい町かといったアウトカムを示す評価を入れて、それを国として集計して示していただければと思います。

2点目は、資料2の障害児支援との連携に関連してです。この14日、厚労省において障害児通所支援の在り方検討会が開始されました。王寺委員のお話にもありましたけれども、子ども・子育て支援制度における障害児の受入れはこの6年ほどで4～5割増加していますが、いろいろな要因も勘案してみますと、そこに書いてあるような要因が考えられますが、インクルーシブな社会づくりが必ずしも進んではいない可能性があるかと思います。この検討会に内閣府や文科省もオブザーバーとして参加していただきながら、インクルーシブな社会の在り方を考えていっていただきたいと思います。

3点目は、今、小塩委員からもお話がございました子ども虐待防止のために地域子ども・子育て支援サービスの量の拡充と、もう一つ、ケアマネジメントの導入を図ってほしいということです。今、審議会で議論が進んでいますが、その厚労省の資料に家庭への支援メニューの種類、量が不足しているとして、子ども・子育て支援会議に課題が投げかけられております。特にニーズが潜在化しやすい子育て短期支援事業、あるいは養育支援訪問事業など虐待防止のために充実していくべきだと思います。また、石川県などで実施されているハイリスクアプローチとしての子育て支援プランを作成したり、あるいは児童相談所の在宅指導措置として連携するような仕組みなどを考えるべきではないかと思います。

4点目です。地域における保育の提供の在り方の検討会のことです。特に地域支援や虐待防止、子どもの貧困支援が政策課題となっている。保育士養成課程におけるソーシャルワークの充実や、地域共生社会の実現の観点から見直しを進めていただきたいと思います。

5点目、6点目についてはぜひ検討を進めていただきたいと思いますし、子ども分野の安定的財源の確保の仕組み、もう一つは子ども・子育て福祉の基礎構造をちゃんとすることについて御検討いただきたいと思います。先ほど奥山委員からお話がありましたように、介護保険制度や障害児自立支援制度にならって、高齢者福祉、障害者福祉をモデルに進めていくべきだと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤篤彦委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

画面のほうで大きくしていただいてもいいでしょうか。

資料2の4の(5)ですけれども、事務負担軽減の件、園と行政間の実績のデータもぜひデジタル化を進めていただきたい。非常に切実な問題です。

2番目、処遇改善の研修要件の段階的な認定に関して賛成です。ただ、今、1つ課題がありますのは、同じシステムで同じように研修しても、研修の認定申請をして受理される都道府県、されない都道府県がありまして、実績データそのものに反映されておられません。先ほど王寺委員や長田委員からも意見がありましたけれども、全国組織に関しては国のほうで認めていただけて通達いただければありがたいと思います。また、60時間の研修ありきではなくて、子どもは生涯ずっと学び続けなければなりません。そのためのシステム構築をお願いしたいと思います。

3番目、幼児教育のスタートプランに賛成します。私どもの協会も御協力させていただきたいと思っています。ただ、小学校への円滑な接続については、系統的な教科学習が前倒しされることがないように、都道府県、市区町村任せでなく、文部科学省できちんと幼児教育はグリップをしていただきたいと思います。

私のほうは以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、古口達也委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会の古口です。

今回、全国町村会の意見として、事前に資料をチェックして用意いたしましたものは、滋賀県の中條副知事の発言とほとんど同様であります。私からの意見は特段ありませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、駒崎弘樹委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

資料に基づいてお話しさせてください。シートでいいますと179シート目になります。

まず、こども基金を創設していただきたいと思います。現在、こども庁をつくらうというお話がありますがけれども、これは厚労省の一部の部署と文科省の一部の部署と法務省と内閣府の一部の部署ががっちゃんこしただけだったら全く意味がないと思うのです。人とお金をきちんと用意しないと、この子ども政策は前に進んでいきません。一般予算だとうしても限りがある。そこで、どうせ補正を組むのであればがーんと積んで、複数年度にわたって子ども・子育て支援をしっかりとできるというようなお金をしっかりと準備するというのを提言したいと思います。以前、平成21年度に安心こども基金というものをやられ

ました。あれの令和版をやっていただきたいと思います。なかんずく、今はコロナ禍において物すごく親子が苦境に立たされています。こうした状況で機動的に子ども・子育て支援をするためには、ちゃんと一般予算とは別にしっかりお金を準備するということが必要だと思います。こども基金、ぜひやっていただきたいと思います。

2つ目です。このポスト待機児童時代において、保育園、幼稚園はどうなっていくべきか。特に保育園はどうなっていくべきか。変わらなくてはいけないと思います。地域の全ての子どもたちに開かれた保育園にしてください。

新しい保育園の形はということかといいますと、これまではフルタイムで働く御家庭が通う保育園というのが一般的な保育園像でした。基本は子どもは親が家で育ててくださいね。でも、仕事をしていたりなんだりした場合は国が認めてあげて保育園に行ってもいいですよといった形を取っていました。だけれども、それを逆転するのです。デフォルトは社会で育てるのです。それは専業主婦だろうが働いていようが関係ない。全ての子どもを持つ親は保育を受けられるのだと。それは必ずしも週5の保育ではなくていい。週1から週6まで、短時間から長時間まで、いろいろな形のグラデーショナルな保育園の通い方があって、でも、みんなが保育園に通っている。国民皆保育を実現するということが次なる保育のビジョンなのではないかなと思います。そして、3歳以降は保育園、幼児教育義務化と足を進める。フランスでは既に保育学校は3歳から義務化になっています。そうしたことになって、我々は保育園義務化に足を進めるべきではないか。特に無園児の問題を解決する意味でも重要だと思います。そして、保育園と児童福祉、障害児の福祉をインクルーシブに合体させて、保育園でも福祉サービスができるというふうにさせていくべきではないかなと思っております。

以上、もう時間になりましたので、あとの提案に関しては書面のほうをお読みいただけたらと思いますが、新しい保育を今こそ構想するべき時期に来ているのではないかと思います。委員の皆さん、新しい保育のビジョンについてぜひディスカッションしていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞の佐藤好美です。よろしくお願いいたします。

資料4について申し上げます。一つは4ページ、地域13事業についてです。これをいかに手厚くしていくかが今後重要と考えています。現状はそれぞれの事業がばらばらに提供されているほか、自治体あるいは事業によっては数が少なく、少ないから知られておらず、使われないという状況にあります。しかし、それはニーズがないということではないと考えています。2つの課題があると思います。一つは、必要性をどう把握するかです。利用者側が求めていなくても、サービスを提供されたほうがよいケースもありますので、利用者から発するだけでない必要性をどう把握するかを考えていただきたいと思います。もう一つはネットワーク化の問題です。これらのサービスがばらばらに提供されるのではなく

て、この地域はこのブロックごとにトータルでこういうサービスがあって、どれでも使えるんだよということが分かるようにしていただきたいと思います。

2つ目です。同じ資料の2ページ、整備量と在籍児の差が気になります。特に幼稚園等における整備量と在籍児童の差が目立ちます。ここは第2期事業計画終了時の令和6年度の計画値も数値に変更がなく、さらに差が広がる可能性があります。ここにある人材と経験を貴重な地域資源としてどう生かすかということが見えるようになっていく必要があると思います。

今申し上げたことは、今日配付されました資料8あるいは資料11とも接点のある部分だと思えます。こども庁の計画が進んでいるところでもあり、両省の取組みが全体像の中でイメージできる形で進めていただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、手島恒明委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島です。

資料4に関して2点要望をさせていただきます。

第一に、地域別の整備状況が分かる資料を出していただくようお願いいたします。今回の資料は全国の計画の合計であり、肝心の地域差が分かりません。14万人分の整備を目指す新子育て安心プランが始まった一方で、幼稚園や保育所などが余っているようにも見えます。

第二に、各自治体においては、足元の状況を踏まえた整備をお願いしたいと思います。現在、コロナの影響もあり、非常に残念なことです。出生数は減少しています。女性の就業率が伸びる一方、保育需要はコロナ前の想定から変わる可能性があります。足元の状況を十分に踏まえた上で、既存の保育施設の空き定員や幼稚園の預かり保育の活用など、新たな施設整備に限らない受け皿整備をする必要があると考えます。

次に、資料6に関してです。就労証明書については自治体独自の書式、事業主の押印欄、紙媒体でのやり取りなどが企業側の大きな負担となっています。今回の提案は半歩前進と評価しておりますが、各自治体が今後も書式のカスタマイズにこだわると、企業側の負担は軽減されません。より多くの自治体で標準的な様式が使用されるよう、国から強く働きかけていただきたいと思えます。また、将来的には行政のデジタル化を進めることで、就労証明書の内容を一層簡素化することが望ましいと考えます。現在、就労証明書に記入する情報には、企業が雇用保険や厚生年金の手続き時にハローワークや年金事務所といった行政機関に提出している項目もございます。国と自治体の間での縦割りをなくし、情報連携を進めれば、企業にとっても確認する自治体側にとっても一層の負担軽減につながるのではないのでしょうか。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、中正雄一専門委員、お願いいたします。

中正専門委員 日本こども育成協議会の中正雄一でございます。

本日の資料の御配付、御説明ありがとうございます。

私のほうからは3点ございます。

まず1点目です。資料7の運営に関する基準等の一部改正の件です。保育所等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定について御説明いただきました。指導監査において書類をチェックされるときに、現場では印刷物がとても多くて大変な状況でした。今回の改正は現場負担の軽減につながりまして、非常にありがたいと思いました。

2点目です。今回頂いた参考資料の中で、子ども・子育て支援新制度の85ページの保育士数と保育士の年収の推移の中で、10年で年収が約50万円上がっているという資料を拝見しました。引き続き保育現場の仕事の魅力を伝えつつ、認可であろうが認可外であろうが現場は同じですので、全ての現場職員のさらなる待遇向上をお願いいたします。

3点目です。委員提出資料の28ページに意見書を出させていただいております。こども庁・子ども家庭庁についてです。本子ども・子育て会議においても、将来を見据えた子ども・子育て支援制度の抜本的見直しと、これを所管する行政組織について意見表明や議論を行う機会を設けるよう提案いたします。

理由です。子どもに関わる様々な分野の方々が委員を務められる本会議で、子どもに関する制度、政策の将来を見据えた抜本的見直しとその制度、政策を所管するこども庁、子ども家庭庁の行政組織を検討するのにふさわしい場であり、各委員から意見表明を受け、プロジェクト組織などを設けて議論を重ね、一定の方向性を示す意見具申を行う責務があるのではないかと考え提案いたします。

以上3点でございます。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、則武直美専門委員、お願いいたします。

則武専門委員 全国児童養護施設協議会から参りました則武です。よろしく申し上げます。

少し大きな視点からの話になって恐縮なのですが、2点お話しさせていただきたいと思っております。

まず一点は、この子ども・子育て会議がとても重要だとよく思うのですが、基本指針の中に子どもの最善の利益が実現される社会を目指すということが書かれています。私がお話ししたい1点目は、少し子ども視点に転換してみてもどうかということです。子どもの権利とか子どもの育ちのニーズというところに視点を移して、では、今の中で足りないものは何なのかということを考えながらシステムを構築していくことを目指していただきたいなと思っています。

2点目は、今日お話を伺っていて、この子どもというのは割と小さな子どもさんを対象



にずっと議論が進んでいるのがこの会議なのかもしれないのですけれども、御存じのように、児童養護施設は18歳未満の子どもということでお預かりしております。特に高校生世代の子どもたちの支援というところが全体的に不足しているのではないかと考えています。今、高校という場所はどんな場所になっているのだろうか。最近ではブラック校則などが話題にはなっていますが、その支援のところをもう少し手厚くしていく必要があるのではないかと考えております。今後発展的にこの会議でそのようなことも考えていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、水嶋昌子専門委員、お願いいたします。

水嶋専門委員 よろしく申し上げます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

3点発言させていただきます。

先ほど佐藤委員が地域の資源が見えるようにと言われましたが、家庭的保育は地域の子育て資源である。まず1点目、このことについて、新子育て安心プランにも掲げられ、資料4の1ページ、第2期事業計画について、「『地域の特性に応じた支援』や『地域のあらゆる子育て資源の活用』等により」とあります。資料10の14ページも、地方からの提案にも保育需要が増大する見込みであるが、保育所等新たに建設する必要性や増築する必要性までは認められずとあります。先月、当協議会ではセミナーを開催し、家庭的保育の特長を再確認し、これから家庭的保育のできること、役割などを話し合いました。なんといっても家庭的保育は地域に根差しています。3歳未満児の保育に特化している。保護者支援に手厚い。感染症にかかりにくい、有資格者が複数いるなど、利用児童の保育に加え、地域の子育て支援の担い手として活動できます。地域の特性に応じて柔軟に対応しやすい家庭的保育を、定員に空きがあればどの自治体でも一時預かりの余裕活用型を可能にするとか、就労時間が短くても支援が必要な家庭なら利用を認めるなど、子育て支援のためにもっと家庭的保育を利用していただきたいと思えます。

2点目、5月の報道で知りましたが、初めて不適切な保育の実態調査が行われ、回答した1,060余りの自治体のおよそ8割で防止するためのガイドライン、マニュアルが作成されていないということです。早急に対策を取っていただきたいと思えます。

3点目、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」の活用についてですが、災害時情報共有システムが始まると連絡がありました。どこにどんな施設があるかという情報だけにとどまらず、災害時に被害状況が速やかに伝わり、必要な支援につながるという活用はとてもよいと思えました。幅広い活用に期待しています。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡辺弘司専門委員、お願いいたします。

渡辺専門委員 日本医師会の渡辺でございます。

簡単に3点だけ質問させていただきます。

一点は、資料5の事故報告に関してなのです。非常にありがたいデータだと思うのですが、もしこのような全国的なデータを集めていただくことができるのであれば、定期健診の結果のデータを集積していただけないかなという希望がございます。と申しますのは、幼児に関しましては、行政も一定の定期健診を行っておりますが、その辺の連携がうまくいっておりませんし、そもそも幼稚園、保育所での定期健診が効率的に行われているかどうかというデータが十分ございませんので、ぜひ集積していただければありがたいかなと思います。

2点目は、資料10で、ほかの委員もおっしゃられましたけれど、面積のルールというのはそれなりの根拠があって成り立っているものでございますので、もし緩和する場合は、やはり検討会などをつくって個々に対応するべきではないかなと思います。

3点目は、皆さんもおっしゃった幼児教育スタートプランでございます。私、非常によい試みと思いますが、危惧する点が2つございまして、一つは、3府省にまたがって3つの施設がございますので、ぜひこれを円滑にやっていただくには、この3つの省、府には十分連携を取っていただきたいという点です。もう一点は、やはり現場の先生方、施設管理者、保育士さんたちにこのシステムを十分理解していただかないといけないと思いますので、研修会やマニュアルなど、いろいろ具体的に動かせるような試みをぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、電子媒体を使う場合というのは、学校におけるデジタル教科書でも問題になりますけれども、やはり子どもに電子媒体を使うときのリスクとベネフィットを習熟できるような対応を考えていただきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、大川洋二専門委員、お願いいたします。

大川専門委員 ありがとうございます。全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

資料2に記載されているように、多くの対応、改善を高く評価いたします。COVID-19は生活様式を変え、その結果、保育の在り方を大きく変える可能性があります。4の(9)に記載されていますように、保育所等に余裕が出てきた場合、障害児や医療的ケア児を見ることは大切ですが、それだけではなくて、神経発達症児へのきめ細かい少人数、できれば保育士の個人対応、さらに育児不安を抱える方への保護者と幼児が保育士と一緒に時間を過ごすようなゆとりをもたらし多様な保育を目指していただきたいと思っております。このことは結果的に虐待防止となります。病児保育施設は医療的ケア児の預かりを含めて、その候補として適切な施設であると私は考えております。

昨年来、病児保育事業に御配慮いただきありがとうございます。COVID-19の流行以来、交付金は出来高払いにより減額されまして、一部の施設は存続を危ぶまれております。本年4月より基礎部分の増額が決まりましたけれども、今後さらに改善をお願いしたいと思

いますとともに、実績の算定は今年度も2019年ベースでお願いしたいと思っております。

私事ですが、今回で専門委員を辞任することになりました。5年間発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、岡本美和子専門委員、お願いします。

岡本専門委員 よろしくお願いいいたします。日本助産師会の岡本です。

本日は意見書を提出させていただいておりますので、御覧になっていただけたらと思います。

子育てのスタート時期でもある出産後早期からの子育て支援の一つとして、産後ケア事業の重要性が挙げられています。産後ケア事業の取組例が本会議の参考資料4にも挙げられていますので、ぜひ御覧になってください。

令和3年から産後ケア事業が母子保健法に位置づけられたことにより、これまで主にハイリスク母子を対象としていた事業を希望する全ての母親がサービスを受けられるよう、広く社会に周知していくことが必要と考えます。マタニティマークが社会に浸透したように、社会全体が産前・産後ケアの必要性を理解すること、利用者負担を軽減することで産前・産後ケア事業の利用が進むと考えております。特にこの新型コロナウイルス感染症により母子の孤立がより一層深刻となり、母親の心理的問題や児童虐待の増加が懸念されています。これらを予防するためにも、産前・産後ケアの切れ目のない支援が重要となります。

現在、産後ケア事業の利用率の高い地域においては、妊娠子育て期に使用できるクーポンを配付しており、そのクーポンで産後ケアが利用できる仕組みがつくられています。妊婦健康診査補助券のような産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。また、里帰り出産先での利用については、全国でもごく一部の市町村のみが対応している状況にありますので、全国においても里帰り先でも利用が可能となるような制度の検討をお願いいたします。この事業は、課題を抱えている家庭の早期発見、早期対応、そして、支援拠点との連携の橋渡しにもつながると考えております。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、尾木まり専門委員、お願いいいたします。

尾木専門委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の尾木です。

参考資料4に示されている地域の子育て家庭への支援の取組では、様々な主体により行われる取組が紹介されております。地域の子育て支援を考えるときに、様々な支援主体、支援内容があって、子育て家庭が自分に合った支援や自分が利用しやすいと思う支援を選択できるように情報提供が行われていることや、あるいは同じ地域で活動する支援主体がネットワーク化されていることが重要なことだと思っています。

訪問型保育は保護者がいない間の保育だけではなく、保護者がいる状態で子育てのサポートをするような産後支援などの事業が自治体との連携で行われている例もありますし、保護者から民間事業者への依頼により活用されている例もあります。奥山委員、岡本委員からも産後支援の充実について御意見がありましたが、一定の質が担保された民間事業者を利用する際にも利用できる補助券などがあれば、利用者の利用のしやすさにもつながるものと思います。

また、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業のベビーシッター派遣事業には、双生児等多胎児家庭育児支援事業がありますが、この事業の認知が低いように感じています。双生児家庭には1日9,000円、多胎児家庭には1日1万8000円の割引券があります。これは年度内に2回までしか利用が認められていませんが、1日数時間分は無料で利用できる仕組みが国でつくられていて予算化されているわけです。こういった事業がより活用されるよう、地方自治体、関係団体等への周知をより強化していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、木村義恭専門委員、お願いいたします。

木村専門委員 ありがとうございます。一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

参考資料6の26ページ目に意見書を出させていただいています。5点ありますので、申し上げさせていただきたいと思います。

アメリカでのテレワークや在宅などによって住宅需要が拡大し、それにより輸入材が日本になかなか入ってこないとか、もしくは価格が上がっている。いわゆるウッドショックによって金額が1.3~1.5倍ぐらいになっております。これは幼稚園、保育所、認定こども園など、建設費用のほうにもかなりはね上がっている状況にありますので、建設単価など適切に見直していただけるよう御配慮いただければと思っております。

また、資料6に関する就労証明書の様式の取扱いについてですが、標準的なものができるということは負担軽減につながっていくかと思えます。一方で、カスタマイズされたものについては、それぞれ独自の項目になっている中で、給与所得やマイナンバーの個人情報などもかなり入っております。取扱いが認定こども園の場合は施設でまずお預かりして行政にお渡しするということがありますので、かなりリスクがあることも十分御承知いただきたいと思います。できるだけ標準様式で全国が統一されることを期待しているところです。

あとは、資料8に関してですが、コロナ禍における在宅ワーク、保護者の就労状況の変化に伴って、子どもたちが登園できたり休園したりということで、環境がかなり大きく変わってきております。このことが将来的にどういう影響を与えるのか、しっかり確認し、対応していかなければならないと思っております。また、認定こども園は子育て支援が必

須になっておりますので、何かありましたらいつでも言っていただいて、自治体とともに対応させていただければと思っています。

あと、処遇改善 については段階的に進んでいくことは賛成しております。しかしながら、認定自治体が非常に少ないこともありますので、しっかりと御周知いただきたいということと、eラーニングを積極的に活用していただければと思っています。

そして、資料9にあります、新型コロナウイルスのワクチン接種を職域で受けたいと思っても、今、一番の困りは打ち手がいないというところであります。これがしっかりと義務化されていて、保健師等がいれば対応することが可能です。実は幼稚園、保育所、認定こども園の中でも保育士不足が地方で起こってきています。この辺をしっかりとしていくためにも、努力義務ではなくて必須にさせていただきたいと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、高祖常子委員代理、お願いします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパンの高祖と申します。

4点お話しさせていただきます。

まず1点目ですけれども、育休法改正ということでありありがとうございます。男性育休推進については、ファザーリング・ジャパンのほうでも今力を入れており、情報発信と講座も含めて進めているところですが、男性の育休は、まだ男性は取れないと思っている人もいるぐらいのレベルなので、引き続き情報発信とか、国からも周知をお願いしたいと思っています。

2点目です。デジタルの就労証明書ということで、これは本当に大歓迎いたします。さらに、保育所の入所や一時預かりなど支援のサービスについてもひもづけていただいて、入所時に親が各書類が多いという問題がかなりありますので、そちらのほう、全体的なデザインをお願いしたいと思っています。電子申請可能な自治体は現在まだ3割と伺っております。さらにフィンランドでは、申請主義ではなくてこういうものを使いますよということでAurora AIというプッシュ型のほうに移行しつつあると伺っておりますので、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

もう一つ、保育事故についてですけれども、データをお示しいただきましたが、増えているというようなところがありましたので、こちらのほうも分析があればぜひお知らせいただければと思います。

最後です。子ども家庭行政の今後の課題ということで、子育て包括支援センターと総合家庭支援拠点の連携不足というお話もありました。働く親が増えて共働き家庭が増えておりますので、ここの働くというところの視点もぜひ入れつつ全体の仕組みづくりをしていただければと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、山本多鶴子専門委員代理、お願いします。

山本代理人 教育委員会という立場ですので、子どもの育ち、保育・教育の質の視点からお話をさせていただきます。

ただいま、国のほうから提案を伺いまして、保育の量だけでなく質が問われる時代になったことは本当に喜ばしいことだと感じています。研修の重要性はもちろん以前から認識されておりましたが、それが成果に結びつくためには、保育者の待遇改善、人材確保と育成、事務負担の軽減のためのICT環境が総合的、一体的に行われなければならず、今回はそれがシステムとして形になっているので、大いに期待できる方向性であると思いました。

私は幼児教育スタートプランの事項5、6に関連してということになります。義務教育における最大の伸び代は、幼保小連携、就学前教育の充実だと捉えています。実際にその効果は大きく、幼児期、小学校低学年で形成される学びの基盤がその後の学力につながっていくと確信しています。しかし、最近、保育・教育の現場が危機感を感じているのは、就学前の子どもにとって大事な遊びの時間や愛着が形成される家族の時間がメディアに奪われている現状です。ゲームやスマホは小中学生の問題だと思っていましたが、幼児期のほうがさらに深刻な状況である実態が見えてきています。小学校でも低学年の児童の育ちに変化、例えば情緒の不安定さや実体験の不足などが見られるようになってきています。この現状が社会的な問題であることを共有し、大人が意識を変え、行動に起こしていく必要性を強く感じておりますので、ぜひこの場でも取り上げていただきたいと思います。

これまで高橋教育長が大変お世話になりました。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、茂木英子委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会の茂木英子でございます。

このたび、事務局におかれましては、発言順序に御配慮いただきましてありがとうございます。

また、私は役員の交代で今回が最後になります。大変お世話になりました。

全国市長会では、従来、子ども施策に関しまして、都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実、改善を図ることを要望してまいりました。今回報告された事項につきましては、そういった都市自治体の意見が反映されたものであると認識しております。ありがとうございます。今後とも都市自治体と十分な協議をし、引き続き自治体の事務負担に配慮しつつ、子ども施策全体の充実、改善を図っていただくようお願いいたします。

また、今回コロナ禍もありまして、子どもを取り巻く環境が、貧困や虐待、教育格差等様々な問題がクローズアップされてきました。自治体としましても、しっかりとそういったものに現場の状況を見ながら対応等図ってまいります。国としてはこども庁の話も出ておりますが、省庁縦割りの弊害をなくして、子どもを本当に中心に置いた施策を進めてい

けるような環境づくりに御配慮いただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。以上です。

秋田会長 ありがとうございました。

それでは、委員からの御質問に対しまして、事務局からの御回答をお願いいたします。

池上参事官 本日も様々に御意見を頂戴しまして、大変ありがとうございました。

まず内閣府の子ども・子育て支援担当のほうからいただいた御意見について回答とコメントをさせていただきます。

まずは5年後見直し関係でございますけれども、地域区分についてコメントいただきました。昨年12月にも今後の方向性ということでおまとめいただいておりますけれども、それにのっとなってしっかり検討を進めてまいります。

それから、柏女委員から子ども・子育て支援と障害児支援の連携強化についてお話をいただきました。障害児のインクルージョンを計画的に推進することは重要であると認識しておりまして、障害児の受入れに関しても子ども・子育て支援事業計画におきまして、可能な限りニーズを把握して必要な調整を行った上で教育・保育の体制整備を確保することとしております。厚労省のほうの検討会につきましても、議論の経過を注視しまして厚労省と連携して対応してまいりたいと考えてございます。

それから、処遇改善等加算 の研修修了要件に関して様々に御意見を頂戴いたしました。これまでの研修の機会がどうだったかというところにつきましては、おっしゃるとおりで都道府県ごとのばらつきも見られるところでございます。新たな仕組みを設けたこともあり、研修体制の整備や研修実施主体の指定等に一定の時間を要して、当初は必ずしも十分な研修量が確保されていなかった面もあったかと考えておりますけれども、今回の調査で保育分野について令和3年度には20万人分を超える研修の実施が見込まれております。現時点では一定の研修量が確保されていると考えております。一方で、現場からは研修が受けづらいとの声もありますので、研修の実施場所、時間帯といったものや、eラーニングにおける研修受講も含めて、地域において十分な研修が実施されるよう、厚労省、文科省と連携して都道府県などに働きかけてまいりたいと考えてございます。

それから、国が一括して認定する仕組みが取れないのかというような御意見もいただきました。厚労省、文科省とも連携する必要がありますが、ただ、この一括の認定につきまして、まず幼稚園、認定こども園関係団体の研修実施主体の認定に当たりましては、加算認定自治体が各研修実施主体の実態を把握した上で認定を行う必要があることなどから、国が一括して実施する仕組みとはしていないところです。

認定こども園関係団体等の研修実施主体としての認定につきましては、本年1月にも事務連絡を出し、積極的な認定を促したところですが、引き続き地域においてしっかりと認定がなされるよう、文科省とも連携して自治体に働きかけてまいりたいと考えております。

それから、第1期事業計画の関係で、大下委員、手島委員から保育の受け皿整備につい

て御意見をいただきました。施設の過剰にならないようにというような御意見だったかと思えますけれども、資料4の1ページ目にありますとおり、地域の実情に応じて既存の資源も十分活用しながら保育の受け皿整備を厚労省と連携して進めてまいりたいと考えております。

柏女委員から評価指標、アウトカム評価の充実といった御提言もいただきました。子ども・子育て支援事業計画の実施状況につきましては、計画に定められた事項の実績をまずは把握することとしたものですけれども、そもそも子ども・子育て支援に関する政策に対する適切な評価、評価指標の在り方については今後よく勉強していく必要があるかと思っております。

佐藤委員から地域における子育てのネットワーク化について御意見を頂戴いたしました。今般、子ども・子育て支援法の改正によりまして、市町村子ども・子育て支援事業計画の任意的記載事項として機関の連携に関する事項を追加し、各自治体での取組を促進することといたしました。また、予算措置も講じたところでございます。こうしたことを通じてネットワーク化を各地域において進めていただきたいと考えておりますし、また、活用が進む中でしっかり次のニーズにつなげていくことが十分考えられるものではないかなと考えております。

それから、保育事故の関係でございます。高祖代理人からお話しいただきましたが、保育事故の報告件数は継続して増加しておりますけれども、その背景には報告制度が定着してきたこともあると考えております。いずれにせよ、5件の死亡事故が発生したのは大変残念と考えておりまして、引き続き保育事故の防止に取り組んでまいりたいと思っております。

水谷委員から、事故の分析をさらにしてほしいというような御意見をいただきました。これに関しましては、毎年年次報告をまとめておりますので、その中でさらなる分析を行ってまいりたいと考えております。

就労証明書に関しまして、御評価いただく御意見をいただきまして大変ありがとうございます。この取組をさらにしっかりと進めまして、自治体に対してはできるだけ標準様式の採用をしていただくこと、それから、カスタマイズをするときにも、今般、内閣府のほうで標準装備する範囲でカスタマイズを行っていただくことなどをしっかり求めてまいりたいと考えております。その他の手続についてもシステム標準化の検討を進めるなど、各市町村に対応を促すとともに、電子申請可能な旨の周知もしっかり行ってまいりたいと考えております。

小塩委員から御質問いただきましたコロナの影響についての調査予定があるかというところでございますけれども、内閣府でちょうど今般少子化社会対策の白書を取りまとめたところでございます。その中ではコロナの影響に関する分析や、それに対する対応の事例収集なども行っておりますので、そちらも御参照いただければと思います。

こども庁に関して幾つか御意見を頂戴いたしました。子ども・子育て会議については、



子ども・子育て支援法におきまして、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議すると定められておりまして、本会議での議論の範囲には一定の制約があるところでございます。御指摘のこども庁については、与党の提言も踏まえ、現在、政府において骨太の方針の検討がなされているところでございまして、その検討状況を注意してまいりたいと考えております。

それに関連して、安定財源の確保についてもコメントを頂戴いたしました。これまでも様々な御議論があったところではございますけれども、現時点で骨太の方針についてのコメントは控えたいと思っておりますが、これまでも消費税財源を活用するなどにより支援を充実させてきているところでございまして、引き続き少子化社会対策大綱等に基づいて必要な安定財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

そのほか、駒崎委員から保育の必要性認定の廃止という御提案をいただきました。子ども・子育て支援法は、第一義的には父母等の保護者が子育てについて責任を有すると、その上で社会のあらゆる構成員が協力して支援を行うという基本理念となっております。いまだ1万数千人の待機児童が発生し、また、保育の受け皿整備に多額の財源が必要とされている中で、保育の必要性の認定をせずに保育の提供を行うこととするについては今後慎重に考えていく必要があるかなと思っております。

なお、保育の必要性の認定事項につきましては、法律上の認定事由に類するものとして市町村が認める事由でも認定できることとなっておりますので、現時点においては各市町村において地域の実情に応じた対応をしていただきたいと思いますと考えてございます。

私のほうからは以上になります。

小澤総務課長 次に、厚生労働省子ども家庭局総務課長でございまして。

まず、渡辺専門委員から定期健診のデータの集積についての御質問がございました。現在、厚生労働省におきましては、データヘルス集中改革プラン、これは令和2年7月からの2年間を集中改革期間とする計画でございまして、この中で健診情報をいつでも確認できる仕組みというものの構築に取り組んでいくこととしています。この健診情報の中には、子どもの関係でいえば乳幼児健診の情報も含まれるということでございます。この構築に向けまして、現在、厚生労働省におきましては、健診データの標準化に取り組むとともに、各種システムの構築に現在取り組んでいるところでございます。

引き続きまして、岡本専門委員より産後ケアについて要望がございました。厚生労働省におきましては、産後ケア事業につきましては令和3年度予算で産後ケア事業の全国展開に向けた十分な予算を確保して現在事業の推進に努めているところでございます。今後の産後ケア事業の在り方については、こうした事業の実施状況、あるいは本日いただいた意見を含めた関係者の意見も踏まえまして検討し、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

大杉幼児教育課長 失礼いたします。文部科学省幼児教育課長です。

まず、幼児教育スタートプランへの様々な御意見、ありがとうございました。中川館長

からいただきました学校の連携ということ、また、駒崎理事長から、やはり誰一人取り残さず教育の機会をという御意見をいただきました。

渡辺理事からは施設類型を越えてということで御指摘いただきましたけれども、本日、資料11で一番最後に配らせていただいた事項4の幼児教育推進体制におきましては、幼稚園のみならず保育所、認定こども園に対してもアドバイザー派遣、幼児教育アドバイザー派遣等を行わせていただいているところですので、こういった体制も活用しながら3府省しっかり連携して取り組んでまいりたいと思います。

ICTのリスク、ベネフィットということも御指摘いただきました。園ですと昆虫を観察するときに写真を撮って拡大するとか、ICTの活用が非常に有効な場面もありますけれども、一方で、体験が大事な時期、共感をしっかり生んでいく時期ということもございますので、こういった点もしっかり検証しながら取り組んでまいりたいと思います。

スタートプランに関連しましては、山本副事務局長から非常に大事な点を御指摘いただきました。幼児期の総合的な学びのよさを失わないように、逆に小学校以上で今アクティブラーニングということで教科書も大分変わりつつあります。むしろ幼児教育のよさを小中に伝えていくような機会にしていくことも考えていきたいと思います。

また、箕輪先生から、特別支援に関する配置、あるいは小学校との連携の実践の活用、アドバイザーの体制ということで御指摘がございました。特別支援に関しましては、幼小中高を通じた観点で今検討していることもございますので、しっかりと進めてまいりたいと思います。

木村先生、山本教育監からは、コロナ禍でいろいろ遊びや学びの現状も変化していくことをしっかり捉えながらという御指摘をいただきましたので、子どもたちの遊びや学びの実態を捉えながらしっかり議論してまいりたいと考えております。

また、様々加算等、例えば処遇改善加算の幼児教育に携わる者の研修が60時間で十分なのか、学び続ける教員像、保育者像ということを考えながらしっかり能力向上ということをここで発信してまいりたいと思います。

また、主幹教諭等専任加算について御指摘をいただいております。減額なのか加算なのかということで、いずれにしても主幹教諭等が本来業務に専念することができるように、制度の在り方をしっかり議論してまいりたいと思います。

佐藤委員から、幼稚園のスペース活用というようなことで御指摘をいただきました。今回のデータは、恐らく設置認可の際の定員と実際の募集定員とのずれなども生じてしまっているところはあるかなと思いますけれども、現状約9割の幼稚園が預かり保育を実施しているという状況でございます。引き続き地域のあらゆる子育て資源を活用するという考えながら、子育て支援の充実に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、私どもの委員の任期は今年度8月28日まででございます。そのため、今回が現在のメンバーでは最後の子ども・子育て会議になるのではないかと思います。

つきましては、平成25年の子ども・子育て会議発足より、これまで、あるいはその前から国の様々な子ども・子育ての施策の立案、策定等に多大なる御貢献をいただきました大日向会長代理から御挨拶、御意見等賜れればと思います。

大日向会長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

大日向会長代理 ありがとうございます。大日向でございます。

本当に長きにわたって関わらせていただきましたことに、まず感謝申し上げます。

思い起こしますと、90年の1.57ショックから今日まででございますが、その中で2015年にスタートした子ども・子育て支援新制度は90年から四半世紀かけて、実に様々な方々、また、政治的にも超党派で策定されたものでございまして、世界にも類を見ない誇るべきものだと思っております。同時にスタートいたしましたこの子ども・子育て会議に参加させていただきまされたことは、私の専門からして、また、地域の子ども・子育て家族支援のNPO活動をしている立場からも大変貴重な学びをさせていただきました。

退任に当たって思いますことは、このコロナ禍で、また、ニューノーマル時代に突入して、子育て支援が、そして、この会議の意義が新しいフェーズを迎えたということではないかということでございます。先ほど御説明にありました、例えば保育所、保育士の方々の新たな在り方にも象徴されているかと思いますが、子どものことを考えるということは、多様化、そして、変化のスピードを高めていくであろう子どもの発達、家族問題、親の在り方、地域社会の全てに視野広く、課題に深く切り込んでいくことが今まで以上に求められていくのではないかと考えております。

これまでの関係省庁、事務局の皆様の御尽力に心から感謝申し上げますとともに、委員の皆様のますますの御活躍をお祈りしております。ありがとうございました。

秋田会長 本当にどうもありがとうございました。

それでは、最後に私のほうからも一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

この2年間でございますが、私のほうは令和元年8月から前会長であられる無藤隆先生のご退任とともに会長に着任させていただきました。

令和元年12月には、本日フォローアップを行いました法施行後の5年後の見直しの取りまとめについて主に議論をさせていただいたかと思います。

そして、まだその頃にはお目にかかることもできたのですが、会議の運営面でも、令和2年の冬になりますと新型コロナ蔓延防止のためにオンラインでの開催ということとなりました。それぞれの委員や専門委員の先生方にも御不便もおかけしたと思っておりますし、事務局の多大なる尽力によって、それでもこのように会議が催せているということがありがたく思っております。

今後も子ども・子育て支援につきましては、本日も多々議論がございましたが、まだま

だ待機児童の問題もありますが、質の向上やそのための財源の問題、体制の問題など、いろいろな課題が山積みでございます。また、今後のこども庁等の議論も含め、私どものところで子ども・子育て会議として状況を見てまた議論していく必要も出てくるのではないかと考えられます。それらにつきましては、次回以降、また新たな任期で新しいメンバーでぜひ議論を深め、課題解決を実行していきたいと考えます。

まさにこのコロナ禍によって、先ほど大日向先生からもお話がありました新しい時代、そして、出生数の減少というような問題や今後のICTの問題等も含め、いろいろな新たな課題を解決していくことが始まるのではないかと考えられます。

そして、この2年間、このメンバーで議論、対話を重ねられましたことに、会長として心から感謝を申し上げたいと思います。時間の関係でなかなかいわゆる双方向の対話の機会が少なかったことは残念でございますが、貴重な御意見が政策に実際に反映されていたと考えられます。

特に大日向会長代理におかれましては、私は平成25年から子ども・子育て会議の委員として御一緒させていただきましたし、さらに振り返りますと、その前平成22年からはその前身となります子ども・子育て新システムの検討の基本制度ワーキングチームや幼保一元化ワーキングチーム等から御一緒させていただいて先生に学ばせていただきました。本当にそのリーダーシップによってこうしたまとまりが生まれてきたことを心から御礼を申し上げたいと思います。そして、令和元年からは初めて任につきました会長の私を支えていただきまして、二人三脚で円滑な会議の運営をさせていただくことができました。これまでの長年の御貢献に感謝御礼を申し上げたいと思います。

そして、委員の皆様も、交代される委員も多々あるかと思いますけれども、御礼を申し上げまして今期の挨拶とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは、時間でございますので、第57回「子ども・子育て会議」を終了いたします。ありがとうございました。